

県南広域振興局長告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和4年5月27日

県南広域振興局長 永井 榮一

訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370901928	東山福祉企画株式会社	訪問介護シルバーハウス一関南	一関市萩荘字袋田165番地1	令和4年5月31日